

新潟市食文化創造都市推進会議規約

(名称)

第1条 本会議は、新潟市食文化創造都市推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(役割)

第2条 推進会議は、食と花の世界フォーラム組織委員会が行う食文化創造都市推進事業を担う組織とする。

(目的)

第3条 新潟市の大きな魅力である「食」や「食文化」を地域固有の財産としてさらに磨き上げ、国内外へ発信するとともに、交流や地域産業等への発展につなげることを狙いに、市民や企業、団体が連携し取り組む機運醸成と活動促進を目的とする。

(活動内容)

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 食文化に関連する海外を含む諸団体等との交流や食文化等の情報発信
- (2) 個人や諸団体などの事業ネットワークの構築並びに創造的な食の魅力発掘
- (3) その他食文化による創造都市の推進

(会員)

第5条 推進会議は、次条の参加要件に基づき、参加登録を行った団体、企業、個人を会員とする。

(参加手続き)

第6条 参加要件は次のとおりとする。

- (1) 第3条の目的を目指して新潟市の食文化活動に取り組む企業、団体、個人であること。

- (2) 企業・団体の会員は、下記の項目が公表されることを了承すること。
 - ・団体名、企業名
 - ・ホームページ URL、SNS アカウント情報
 - ・主な業務、活動内容
 - (3) 個人の会員で公表を希望する場合は、下記の項目を公表するものとする。
 - ・個人名（希望する名称）
 - ・ホームページ URL、SNS アカウント情報
 - ・主な業務、活動内容
- 2 推進会議への参加を希望する者は、「参加申込書」を推進会議事務局（以下「事務局」という。）に提出することにより登録できる。また、退会する場合は、「退会届出書」を事務局に提出することにより随時退会することができる。
- 3 事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことができる。
- (1) 推進会議の趣旨及び目的に、明らかに反するような行為をしたと認められる場合
 - (2) 虚偽の情報の提供や、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合
 - (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合
 - (4) 上記の他、廃業や連絡の途絶等、会員としての活動が困難と判断した場合

（執行体制）

第7条 推進会議の業務執行体制として、推進委員会議、事務局を設置する。

- 2 推進委員会議の構成及び役割は次のとおりとする。
- (1) 市の食や食文化などに深い見識を持つ食文化創造都市推進委員（以下「推進委員」という。）で構成し、必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。
 - (2) 推進委員は食と花の世界フォーラム組織委員会会長が委嘱し、任期は2年とする。
 - (3) 推進委員の再任は原則3期までとする。

(4) 推進委員の中から互選で推進会議に議長 1 名とこれを補佐する副議長 1 名を置くものとする。推進委員会議は当該議長が招集し開催するものとする。なお、議長がやむを得ず欠席の場合は、副議長が代わって務めるものとする。

(5) 推進委員会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。

(6) 推進委員は、推進会議の目的達成のため、推進会議の事業計画作成に関与し、運営の総合調整を行うとともに、さまざまな機会を通じ、食文化創造の取組みを内外に発信する役割を担う。

3 事務局は、推進会議への会員登録の促進を図るため、次に挙げる支援等を行う。

(1) セミナー等を開催し、会員の増加及び業種を超えた情報共有を図る。

(2) 推進会議のホームページ・SNS等で食文化に関する取組について、情報を発信する。

(3) 会員から事業提案を募集し、推進会議の目的達成に効果があると認められる事業を支援する。

(個人情報の取り扱い)

第 8 条 事務局及び会員は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びこれに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を取り扱うものとする。

(規約の改正)

第 9 条 本規約は、推進委員及び事務局が協議の上、必要に応じて改正することができる。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、推進委員または事務局が定める。

(附則)

本規約は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は、令和 6 年 9 月 24 日から施行する。